

令和 8 年 7 月 29 日
独立行政法人国民生活センター

「独立行政法人国民生活センター相模原事務所の研修宿泊施設等運営業務」 に係る今後の方向性と市場化テストの実施時期の延期について

1. 事業概要

(1) 経緯

独立行政法人国民生活センターが実施する相模原事務所の研修宿泊施設等運営業務については、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成 18 年法律第 51 号）に基づき、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目的としており、「独立行政法人整理合理化計画」（平成 19 年 12 月 24 日）における独立行政法人の見直しを受けて平成 19 年度基本方針において市場化テストの実施対象として選定されたものである。

なお、当初は、相模原事務所企画・管理・運営業務であったが、第 258 回官民競争入札等監理委員会で議了の上、建物維持管理業務と研修宿泊施設等運営業務の 2 本に分割されたものであり、建物維持管理業務については、第 337 回監理委員会（令和 8 年 6 月 23 日）において市場化テストを終了することで議了している。

(2) 事業内容

①施設利用者への対応及び施設貸出業務

相模原事務所（管理研修棟、宿泊棟）における研修受入・宿泊窓口業務、宿泊室の清掃業務を行う。

②食堂及び自動販売機の運営業務

食堂の運営並びに自動販売機の運営業務を行う。

2. 市場化テストを延期する経緯、必要性

本事業については、市場化テストによって民間の知見を活用することで、サービスの質の確保を実現し、また、外部利用者への貸出、土日の利用促進などを実施し、宿泊施設、研修施設の稼働率向上を図り、相模原事務所の施設の効果的、効率的な活用が実現されていると一定の評価がなされている。他方、競争性の確保については、入札に参加しなかった複数事業者にヒアリング等を実施しているものの、一者応札が解消されていない状況であることから、令和 9 年度以降においても市場化テストを引き続き実施すべきと認識している。

しかし、①令和 9 年度末をもって中期計画が終了し、10 年度には次期中期計画を迎えること、②相模原事務所は、施工後 45 年を経過して、近年は経年劣化による建物・設備の不具合等が多発していることから、職員が安心して執務が行える環境を整えることはもとより、地方消費者行政機能の支援強化のためにも、早急な改修等の対応が必要であること、また、相模原事務所は、災害等緊急時における消費者庁の代替庁舎であるほか、相模原市の災害時の避難場所等にもなっており、その緊急性も高いことから、次期中期計画にお

いて大規模な設備改修をする予定としている。

現段階において、中期計画予算が確定されていない上に、令和 10 年度以降における研修施設の運用についてもこれまでと異なり大きく変動する可能性があり、調達仕様が変更される可能性がある。このような状況で次期中期計画にわたる複数年度の調達を行うことは、入札参加者に対して将来のリスクの見通しを立てにくくし、結果的に新規参入を促進し競争性を確保するという市場化テストの目的が達成できない恐れがある。

また、現行事業者に対してヒアリングを実施したところ、「調達仕様内容をあらかじめ変更する可能性があるものについては、入札参加を見送る可能性もある。現行事業者でも不明確な情報を持ち掛けられても懸念することから、新規事業者は参加を見送る可能性が多いのではないかと。単年度での契約となると新規参入するにはコスト面等からメリットを感じられないことから参加を見送る事業者が多いと思われる。」という意見があったところである。

以上の点から、令和 9 年度は単年度事業として市場化テストを実施せず、令和 10 年度に新中期計画の下で市場化テストを再開し、複数年度契約をはじめとした、競争性確保に向けた諸々の措置を講じることとしたい。

3. 今後のスケジュール

	当初の予定	変更案
令和 8 年 7 月		入札監理小委員会（報告）
8 月	第 6 期実施要項（案）提出	
9 月	パブリックコメント	官民競争入札等監理委員会（報告）
10 月	入札監理小委員会	
10 月	官民競争入札等監理委員会	
11 月	入札公告	入札公告 第 6 期市場化テストに向けた仕様検討
令和 9 年 4 月	第 6 期市場化テスト事業開始（令和 9 年度）	令和 9 年度契約 第 6 期実施要項（案）提出
5 月		パブリックコメント
6 月		入札監理小委員会
7 月		官民競争入札監理委員会
11 月以降		入札公告
令和 10 年 4 月		第 6 期市場化テスト事業開始（令和 10 年度から複数年度）

以上